

豊橋市子ども・子育て会議傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、豊橋市子ども・子育て会議運営要綱第7条の規定に基づき、豊橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付でその旨申し出なければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

（傍聴の定員）

第3条 傍聴の定員は、会議の都度、会長が定める数とし、先着順によるものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真撮影等の制限）

第6条 傍聴人は、会長の許可なく写真撮影、録画及び録音並びに情報通信機器等による会議中の情報発信を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。